

出水市災害時要援護者避難支援計画

平成20年3月

出 水 市

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 総 則 | 1 |
| 1 避難支援計画作成の目的 | 1 |
| 2 避難支援計画作成の考え方 | 1 |
| 3 対象とする災害時要援護者 | 2 |
| 4 推進体制 | 2 |
| 第2章 平常時の対策 | 3 |
| 1 情報収集等個別計画作成の進め方 | 3 |
| (1) 推進体制の整備 | 3 |
| (2) 情報の収集方法 | 3 |
| (3) 把握する情報 | 4 |
| (4) 情報の管理方法 | 5 |
| (5) 情報の守秘義務 | 5 |
| 2 情報伝達体制の整備 | 5 |
| (1) 避難情報の発表 | 6 |
| (2) 避難情報の伝達 | 6 |
| 3 避難施設等の整備 | 8 |
| 4 普及・啓発等 | 8 |
| (1) 地域住民の防災意識の啓発 | 8 |
| (2) 防災訓練等の実施 | 8 |
| (3) 災害時要援護者及びその家族等の防災意識の啓発 | 8 |
| (4) 災害時要援護者の備え | 9 |
| 第3章 災害発生時の対応 | 11 |
| 1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認 | 11 |
| (1) 災害時要援護者への避難情報等の伝達 | 11 |
| (2) 災害時要援護者の避難誘導と安否確認 | 11 |
| 2 避難所における支援等 | 14 |
| (1) 避難所の運営 | 14 |
| (2) 物資・食料等の調達 | 14 |
| (3) 情報提供 | 15 |
| (4) 相談窓口の設置等 | 15 |
| (5) 個別のニーズへの対応 | 15 |
| (6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送 | 16 |
| (7) 心のケア | 17 |
| (8) 避難所以外の災害時要援護者への支援 | 17 |
| (9) ボランティアとの連携 | 17 |
| (10) 生活リズムの適正保持 | 17 |
| 様式・資料 | 18 |

第1章 総 則

1 避難支援計画作成の目的

市では、平成9年3月の鹿児島県北西部地震、同年7月の針原地区土石流災害、平成11年9月の台風18号による風水害被害、そして平成18年7月の鹿児島県北部豪雨災害など大規模災害が発生し、大きな被害を受けました。

災害は、市民の生命・財産に大きな影響を与えるばかりではなく、精神的・肉体的負担は大きなものとなります。

特に、災害に対応する能力の弱い高齢者や障害者の皆さんは、大規模災害が発生した場合、情報の入手や避難行動等が困難なため、大きな被害を受けられるとともに、避難所における避難生活に際しても一般の方々に比べて大きなストレスとなることから、災害時要援護者に対する避難支援対策の充実・強化が求められています。

こうしたことから、地域の方々、関係機関・団体及びボランティアの皆さんの協力のもと、関係者が支援のためのネットワークを構築し、災害時要援護者の支援体制に関して普及啓発に努めながら、災害時要援護者一人ひとりの支援対策を具体的に進めていくため、この計画を作成しました。

今後は、この計画に基づき災害時要援護者一人ひとりの個別計画を推進します。

2 避難支援計画作成の考え方

避難支援計画（以下「計画」という。）は、作成の考え方や具体的な推進方法等を定めた「全体計画」と、災害時要援護者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成します。

「全体計画」とは、この計画のことを指しますが、ここでは、市での推進体制や、「個別計画」の作成方法、災害発生時の対応等の基本的な方針について定めています。

「個別計画」は、この計画に基づいて、災害時要援護者一人ひとりについて、別紙様式2「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」（以下「登録台帳」という。）により登録します。

登録後は、定期的にそれぞれの災害時要援護者の状況等に応じて内容の修正・更新を実施します。

3 対象とする災害時要援護者

この計画の対象とする災害時要援護者は、原則として在宅の「障害者（児）、高齢者、乳幼児、妊産婦特定疾患者及び外国人」を対象としますが、次の災害時要援護者の個別計画作成を優先的に取り組むこととします。

- 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の方
- 介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護3、4又は5と判定された方
- 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の方
- 上記に掲げる者に準じる状態にある方で市長が特に災害時の支援が必要と認めた方

4 推進体制

災害時要援護者の避難支援対策については、市及び「出水市災害時要援護者支援対策協議会」が中心となり推進することとしますが、災害時要援護者一人ひとりの個別計画の作成にあたっては、各地域の実情に応じて、自治会（自主防災組織）、保健・福祉・医療関係者、防災等関係者及び近隣福祉ネットワーク等の代表者により「地域における支援ネットワーク」を構築し、役割分担をしながら個別計画の作成及び管理等を実施するものとします。

第2章 平常時の対策

1 情報収集等個別計画作成の進め方

(1) 推進体制の整備

災害時要援護者一人ひとりの個別計画作成及び災害時の個別計画実施のため、地域毎の「地域における支援ネットワーク」を構築します。

「地域における支援ネットワーク」は、地域の実情に応じてそれぞれ構築しますが、概ね次の関係者等をメンバーとして想定しています。

○ 保健・福祉・医療関係者等

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者訪問員、ホームヘルパー、精神保健福祉士、保健推進員、老人クラブ、ケアマネージャー、ボランティア団体、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、在宅福祉アドバイザー、障害者福祉団体、赤十字奉仕団、女性団体連絡会、医師会、歯科医師会、医療機関等

○ 防災関係者等

消防団、警察等

○ 地域住民代表者等

自治会、自主防災組織等

関係者に対して、説明会の開催や個別の説明等を実施しながら、理解を促進し、「地域における支援ネットワーク」の結成を推進します。

(2) 情報の収集方法

「地域における支援ネットワーク」が結成された地域から、地域の実情に併せて、災害時要援護者の情報収集の方法や役割分担を「地域における支援ネットワーク」で定め、目標時期等を定めながら情報収集を実施します。

情報収集の方法としては、「関係機関共有方式」により対象とする災害時要援護者の情報を収集し、その後、個別計画を作成するために必要な情報をきめ細かく把握するため、「同意方式」により本人から確認しつつ進めることを原則としますが、地域の実情によっては、「同意方式」のみや「手上げ方式」との併用も取り組むこととします。

関係機関共有方式

災害時要援護者から同意を得ないで、市町村において、平常時から保健福祉関係部局等が保有する災害時要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織等の間で共有して作成する方式

手上げ方式

制度創設について周知した上で、自ら災害時要援護者名簿等への登録を希望した方について避難支援計画（個別計画）を作成する方式

同意方式

消防等の防災関係部局、保健福祉関係部局、自主防災組織、保健福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて、災害時要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握して避難支援計画（個別計画）を作成する方式。

(3) 把握する情報

各関係部署が把握することが必要な情報は、別紙様式 1（災害時要援護者対象者台帳）のとおりです。

災害時要援護者に関して把握することが必要な情報は、登録台帳のとおりです。

様式については、災害時要援護者が記入し、提出することを原則としますが、本人の記入・提出が困難な場合には、家族等と相談しながら把握するよう努めます。

(4) 情報の管理方法

作成した個別計画について、市においては、災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で作成・管理します。

電子データで管理する場合は、部外の職員がデータの閲覧等を行うことができないよう、データを閲覧・更新等の操作をする職員をあらかじめ所属毎に所属長が指名し、パスワード等を付与して管理するものとします。パスワード等については、指名された職員以外に漏洩しないよう厳正な管理を行います。

また、この情報を共有する関係者において、市と同様に電子データとして管理する場合は、データを扱う人を具体的に明らかにし、パスワード等は厳正に管理するものとします。

紙媒体で共有する場合は、施錠できる書庫・保管庫等で管理するなど、情報を管理する人が責任をもって情報の漏洩等に万全の注意を払うこととします。

個別計画に記載されている情報の内容に更新すべきものが明らかとなった場合は、市が随時更新するものとし、更新した場合は、共有者全てに更新した情報を迅速に提供するものとします。

さらに、年1回、登録台帳の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、登録台帳の作成と同様に記載内容及び情報伝達方法の確認を実施することとします。

(5) 情報の守秘義務

個人情報共有する関係者等は、登録台帳を支援以外の目的で使用することはできません。

また、登録台帳に記載された情報及び支援上知り得た個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた後も同様とします。

2 情報伝達体制の整備

災害時要援護者は、避難に関する情報を受けたり、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、避難情報等必要な情報が災害時要援護者及びその家族・地域支援者等に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

また、災害時要援護者には、災害時のみならず平常時においても、災害時要援護者自身に不測の事態等が発生した場合に、関係機関等への連絡や通報のシステムを確保しておくことも必要なため、関係機関等と連携しながらその整備促進に努めます。

(1) 避難情報の発表

災害発生のおそれがある場合に、市は、避難勧告・指示の発表にさきがけて災害時要援護者が避難行動を開始するための「避難準備情報」を発表します。

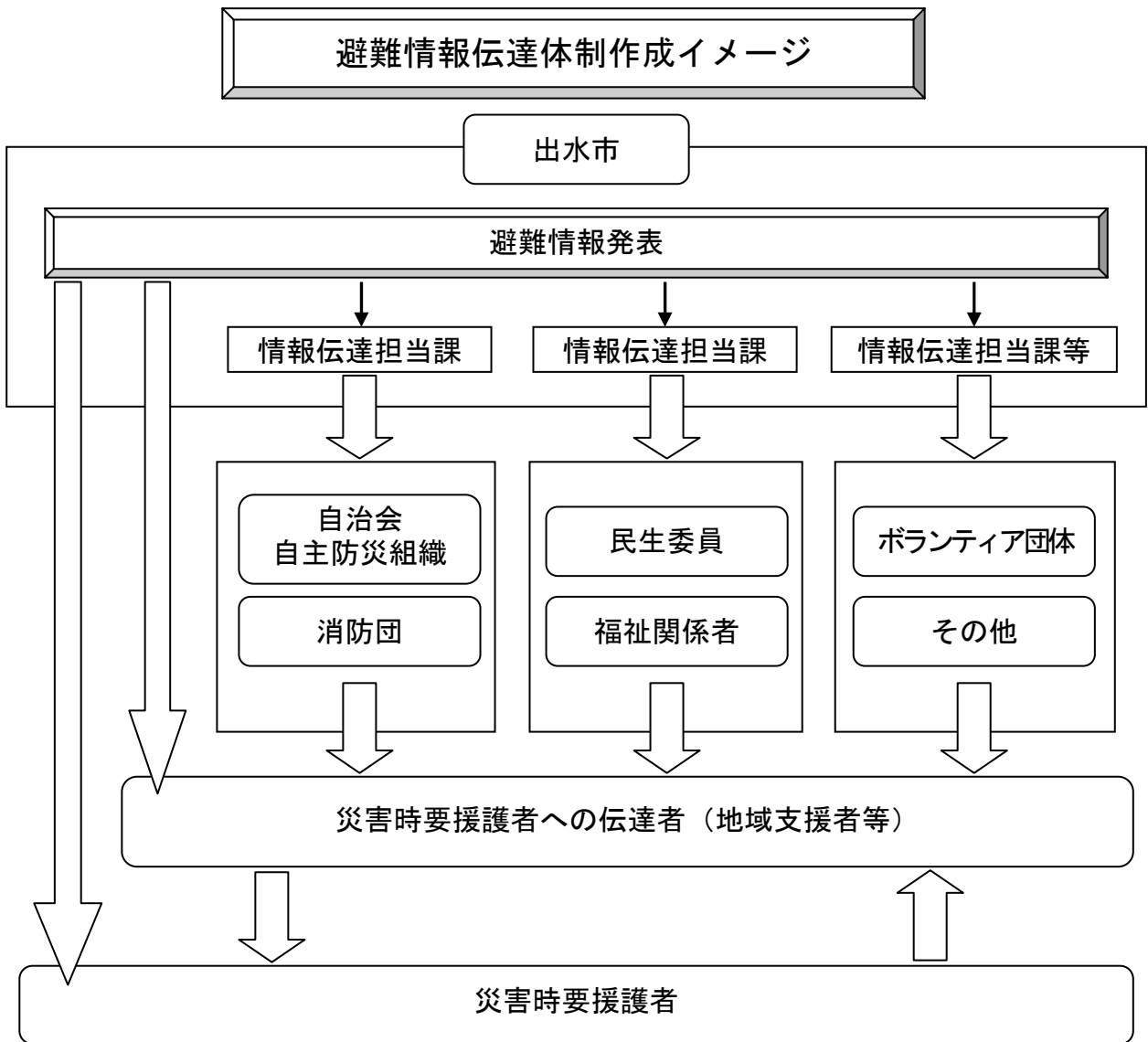
「避難準備情報」等の発表の基準・考え方等については、「出水市地域防災計画」のとおりです。

(2) 避難情報の伝達

市が、「避難準備情報」等の避難に関する情報を発表した場合や、特に災害に関して災害時要援護者へ伝達すべき情報がある場合には、災害時要援護者一人ひとりに情報が確実に伝達されるよう、個別計画において伝達者を定めます。

市は、災害時要援護者への情報伝達者等に、確実に情報が伝達できるよう、「地域における支援ネットワーク」で役割分担し、地域毎に伝達手段を確保するとともに、伝達体制を地域毎に具体的に定めます。

市からの、避難情報の伝達方法及び伝達先については、次の例を参考に、それぞれ伝達体制をあらかじめ具体的に定めます。



〈情報伝達体制の設定例〉

〇〇地域の災害時要援護者への情報伝達体制

| 市情報伝達 担当課名 | 伝 達 先 | | | 災害時要援護者への 伝達者氏名・連絡先 | 災害時要援護者 氏名等 |
|---------------|----------------------|------|------|------------------------|----------------|
| | 所 属 | 氏 名 | 連絡先 | | |
| 総務課 | 自治会長 (自主防 災組織) | 〇〇〇〇 | 〇〇- | △△△△ | ◇◇◇◇ |
| | | | 〇〇〇〇 | △△-△△△△ | □□□□ |
| | | | | ×××× | ◎◎◎◎ |
| | | | | ××-×××× | ▽▽▽▽ |
| 福祉課 | 民生委員 等 | △△△△ | △△- | 〇〇〇〇 | ◇◇◇◇◇ |
| | | | △△△△ | 〇〇-〇〇〇〇 | □□□□□ |

3 避難施設等の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害時要援護者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることとなるため、避難所となる施設について、市は、あらかじめ災害時要援護者に配慮するとともに、通信手段の確保等の施設設備の充実に努めます。

また、一般の避難所への避難では生活に支障をきたすような場合は、災害時要援護者が安心して生活ができるよう、必要な生活支援が受けられる体制が整っている特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、短期入所施設等の社会福祉施設と事前に協定を締結しながら、「福祉避難所」として指定に努めます。

4 普及・啓発等

災害時要援護者の避難が迅速かつ的確に支援されるためにも、日ごろから地域住民の防災意識を啓発していくことが大切です。

また、災害時に災害時要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、災害時要援護者やその家族等の日ごろの備えも必要です。

このため、市は、各関係機関や「地域における支援ネットワーク」と連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めることとします。

(1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、災害時要援護者への対応方法等についても併せて啓発を図っておくことが必要です。

このため、災害時要援護者の救出や避難誘導等に当たって配慮すべき事項についての普及・啓発を図ります。

(2) 防災訓練等の実施

地域住民や災害時要援護者の防災意識を高めていくため、市や地域等で実施する各種の防災訓練において、災害時要援護者の視点を入れた訓練を実施するほか、災害時要援護者が参加する訓練・講習会等を実施します。

(3) 災害時要援護者及びその家族等の防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備や備えについて、災害時要援護者及びその家族や支援者等に対し周知することが必要です。

周知に当たっては、点字や録音、イラスト付きの文書等を使用し、簡易な

言葉や漢字にはルビをふるなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努めます。

なお、防災に対する正しい知識を災害時要援護者やその家族等に正しく理解してもらうためには、本人やその家族等を対象とした講習会や研修会等を実施します。

(4) 災害時要援護者の備え

災害時に災害時要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、災害時要援護者やその家族等の日ごろの備えも必要です。

このため、災害時要援護者やその家族等は次の事項等を参考にしながら災害に対する備えに取り組むように、市は、災害時要援護者や地域住民への啓発に努めます。

① 隣近所や地域の各種団体等との連携

- ・ 最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダー等が誰であるか把握しておきます。
- ・ 地域の様々な組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- ・ 市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

② 必要な支援内容の伝達

- ・ 災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急連絡カード（別紙様式3）等に記載するなどして準備しておきます。

③ 避難経路の確認

- ・ 自宅から避難所等までの経路を家族や支援者等とともに実際に歩いてみて、事前に確認します。

④ 非常持ち出し品等の準備

- ・ 災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。
- ・ 特に、薬や医療器具等、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

⑤ 災害に備えた備蓄

- ・ 一人1日3リットルを目安として、最低1日分、出来れば3日分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

- ・ 缶詰や保存食、菓子等、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低1日分、出来れば3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。
- ⑥ 外出時の備え
- ・ 外出した際に災害に遭う場合も考えられます。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザー等それぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。
- ⑦ 住宅の安全対策
- ・ 地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀等についても同様に対応します。
 - ・ 家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置等をします。
 - ・ 窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。
 - ・ 家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、災害時要援護者に的確に情報を伝達し、「地域における支援ネットワーク」による支援や地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導します。

(1) 災害時要援護者への避難情報等の伝達

災害が発生した場合や、発生のおそれがあり避難を要する場合には、あらかじめ地域毎に定めた伝達体制により、迅速・確実に避難情報等を伝達します。

災害時には電話回線のふくそうや電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することも併用します。

(2) 災害時要援護者の避難誘導と安否確認

災害発生直後の災害時要援護者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられます。

あらかじめ個別計画で定めた地域支援者を中心に、地域の住民や「地域における支援ネットワーク」が協力しながら、自力で避難できない災害時要援護者の避難誘導を行います。

また、安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、確実に期すため、平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、避難所において、避難した災害時要援護者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民等からも状況を把握します。

安否が確認できない災害時要援護者については、消防や警察に救助や確認を依頼します。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない災害時要援護者についても、保健福祉関係部局等で事前に把握している所在情報等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導に努めます。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項は概ね次のとおりです。

| 区 分 | 配慮すべき事項 |
|----------------|--|
| 寝たきりや身体が虚弱な高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとります。 ・ 日ごろから服用している薬を携帯するよう指示します。 |
| 認知症高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。 ・ 一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 ・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応します。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。 |
| 視覚障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。 ・ 支援者の肘の上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。 ・ あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障害者に示します。 |
| 聴覚障害者 言語障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障害者・言語障害者から依頼があれば、メモ等での情報提供をします。 |
| 肢体不自由者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。 ・ 自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行います。 |
| 内部障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。 |
| 知的障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡カード、療育手帳、笛及びブザーや普段から服用している薬等を携帯するよう指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えを促します。 ・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。 ・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 ・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応します。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。 |

| 区 分 | 配慮すべき事項 |
|-------|---|
| 精神障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡カード及び精神障害者保健福祉手帳等や普段から服用している薬を携帯するよう指示します。 ・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけます。 ・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引くなどして移動します。 ・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。 ・ 強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。 |
| 自閉症者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。 |
| 乳幼児 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者がいない場合は近隣住民等の協力を求めます。 |
| 妊産婦 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時の転倒等による流産のおそれがある場合には家族等が付き添うように協力を求めます。 ・ 出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い出産時の協力を求めます。 |
| 外国人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。 ・ 外国語等ができる近隣の住民等の協力を求めます。 |

2 避難所における支援等

避難所へ避難した後は、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることになります。

避難所での生活は、災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、災害時要援護者にとっては、過度のストレスが生じ、生活そのものが困難な状況となる場合があります。

このため、避難所の運営においては、全体計画や個別計画を踏まえ災害時要援護者に対して十分な配慮を行います。

(1) 避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ災害時要援護者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動のできる場所、出入りが楽な場所等を確保します。

また、こころの健康の観点からも、基本的な生活環境の確保は大変重要です。テレビやラジオといった情報機器をはじめ、長期化する場合は、トイレ、冷暖房等を確保・設置するなど、出来るだけ日常生活の状況に近づけるよう努めます。

バリアフリー化されていない施設では、出入口での段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの仮設、畳を敷く等の配慮に努めます。

さらに、感染症の予防のため必要な衛生管理等に配慮します。

(2) 物資・食料等の調達

災害時要援護者が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じたきめ細やかな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする生活物資等について、調達・供給に努めます。

災害時要援護者に特に必要となる物資等については、次のようなものが想定されます。

| 区 分 | 想 定 さ れ る 物 資 等 |
|-----|---|
| 高齢者 | 車いす、簡易トイレ、紙おむつ、老眼鏡等 |
| 障害者 | ファクシミリ、掲示板、筆記用具、メモ帳、補装具、ベッド、車いす、簡易トイレ、紙おむつ等 |
| 乳幼児 | ほ乳瓶、粉ミルク、離乳食、紙おむつ、おしりふき、乳幼児用肌着等 |

また、食料については、出来る限り、やわらかく温かい食事を供給し、飲料水も十分に配布できるよう配慮します。

(3) 情報提供

災害発生直後は情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、テレビやラジオ等報道機関による情報や市等からの情報等を的確に災害時要援護者へ提供していくことが必要です。

このため、提供にあたっては、それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等、様々な方法により実施します。

また、掲示物や紙媒体による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字にはルビをふるとともに、図やイラストを用いるなど、誰でも分かりやすい表示に努めます。

(4) 相談窓口の設置等

災害時要援護者の支援ニーズは、一人ひとり異なることや、心身の状態等によっても異なってくることが考えられることから、具体的な災害時要援護者の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専門の相談窓口を設ける等、避難所での相談体制を整備します。

相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者等の配置について配慮します。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談等を実施します。

(5) 個別のニーズへの対応

相談窓口や巡回相談等によって把握した個別のニーズに対しては、できるだけ速やかに対応するように努めます。

なお、具体的には次のようなことが考えられます。

① 高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意します。また、介護が必要な人には、介護職員の派遣等の対応が必要です。

トイレに近い場所を確保し、居室の温度調節に配慮します。

徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求めます。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携する等の配慮が必要です。

② 視覚障害者

情報については、放送や拡声器等により音声で繰り返し伝達し、拡大文字による掲示や点訳等に努めます。

白杖等の補装具やその他日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

仮設トイレを屋外に設置する場合には、壁伝いに移動が可能な場所に設

置するか、順路にロープを張る等、移動が楽にできるよう配慮します。

③ 聴覚障害者・言語障害者

情報伝達については、紙媒体や掲示板を活用するほか、音声による連絡（放送等）を実施する場合は文字での掲示を実施し、手話通訳者等の配置について配慮します。

紙媒体や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけわかりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるように配慮します。

補聴器等の補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

④ 肢体不自由者

身体機能にあった安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけ近い場所を確保します。

車いすや補装具等日常生活に必要な用具等については、必要に応じた確保や修理に努めます。

⑤ 知的障害者・精神障害者

周囲と十分にコミュニケーションがとれず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するよう配慮します。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関との連携に努めます。

⑥ 人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが不可欠なので、その対象者を把握し、医療機関と連携調整を図りながら対応します。

⑦ 難病患者

特殊な医療機器や医薬品等を常時使用する必要がある場合が多く、これについては、医療機関との連携調整を図りながら対応し、医療施設等への収容等についても調整します。

⑧ 妊産婦

防音、防寒や衛生面での配慮が必要であるため、医療機関との連絡体制を確保します。

⑨ 外国人

日本語が理解できない外国人については、避難者の中で外国語ができる人の協力を求め、必要に応じて通訳者等の派遣をします。

また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対して配慮します。

(6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送

障害の重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師、保健師、栄養士等が避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その結果によっては、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移

送を検討します。

(7) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変調や、外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されます。

このため、これらを防止するため、専門家等の協力を得ながら、心のケアを実施します。

(8) 避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人も発生することが想定されます。狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいると、エコノミークラス症候群となる危険性が高くなります。

こうした避難生活を送っている災害時要援護者については、「地域における支援ネットワーク」の協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を実施します。

また、被災をまぬがれた災害時要援護者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者等とも協力しながら、出来る限り早期にサービス提供体制の回復を図ります。

(9) ボランティアとの連携

災害発生時に、災害時要援護者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が被災者にとり大きな力となります。

このため、災害時要援護者のニーズを的確に把握しながら、避難所でのボランティアの受入れ体制を整備するなど、ボランティアが効果的に運用できるようなコーディネート体制の整備を図ります。

(10) 生活リズムの適正保持

災害時要援護者は、平常時から何らかの支援の下で生活している傾向があり、災害発生時は、その傾向が一層強くなると考えられることから災害時要援護者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間等の遵守、体操等適度な運動の励行等）を確保するようにします。

様式 2

(表面)

| | | | |
|-------|-------|--------|--|
| 登録年月日 | 年 月 日 | 登録 No. | |
| 廃止年月日 | 年 月 日 | 廃止理由 | |

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳 (個別計画)

年 月 日

出水市長 様

私は、災害時要援護者支援制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。

また、私が届け出た下記の個人情報、関係機関（市関係各課、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域支援者及び自治会（自主防災組織を含む。））で共有することを承諾します。

| | | | | | | |
|---------------------------------------|---|-----|------------------|----------------------------------|--------|-----|
| ふりがな 氏 名 | 印 | 性別 | 男・女 | 民生委員 氏 名 | 携帯電話番号 | — — |
| 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳) | | 自宅電話番号 | — — | | |
| | | | 携帯電話番号 | — — | | |
| 郵便番号 住 所 | 〒 出水市 | | F A X 番号 | — — | | |
| | | | 地区(小学校区) 自治会名 | 地 区 自治会 | | |
| 災害時要援護者区分 (1～4の該当する番号のすべてに○を付けてください。) | 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 (1級、2級) 2 介護保険における要介護認定者 (要介護3、要介護4、要介護5) 3 療育手帳の交付を受けており障害の程度がA判定の者 4 1～3以外で市長が特に災害時の支援が必要と認めた者 (難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他) | | | | | |
| 家族構成、同居状況等 (本人を含む。) | 人 | | 居住建物の構造等 | 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造 平屋建・2階建・3階以上 | | |
| | | | 居住建物の着工時期 | 昭和56年5月より (前・後・不明) | | |
| 普段いる部屋 | | | 寝室の位置 | | | |
| 特記事項 (使用薬、必要な医療器具、病院・施設等) | | | | | | |
| 緊急時の家族等の連絡先 | 氏 名 | 続柄 | 住 所 | 携帯電話番号 | | |
| | | | | — — | | |
| | | | | — — | | |
| 地域支援者 | | | | | | |
| 氏 名 | 申請者との関係 | 住 所 | 携帯電話番号 | | | |
| | | | — — | | | |
| | | | — — | | | |
| | | | — — | | | |

様式 3

| 緊急連絡カード | | | |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ふりがな | | 性別 | 男 ・ 女 |
| 氏 名 | | 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 |
| 住 所 | 出水市 | 血液型 | A・B・O・AB (RH +・-) |
| 電話・FAX | 電 話 - - (FAX) - - | 保険証 | 種別 記号・番号 |
| 緊急時の 連絡先 | 氏 名 | ① (続柄) | ② (続柄) |
| | 住 所 | | |
| | 電話・FAX | 電話 - - FAX - - | 電話 - - FAX - - |
| 緊 急 時 医 療 機 関 連 絡 先 | 名 称 | ① | ② |
| | 所 在 地 | | |
| | 電話・FAX | 電話 - - FAX - - | 電話 - - FAX - - |
| | 担 当 医 | | |
| 疾患名・ 使用薬等 | | その他特記事項 (例 透析週 3 回など) | |
| 必 要 な 医 療 器 具 | 器具名 メーカー 取扱店連絡先 | | |